(1) 生活機能の強化(福祉)

資料 3 一(2) 様式見本

事業 (取組)	ファミリー・サポート・センター事業
連携する町	③三木町, ⑤綾川町
協定の規定	③⑤との瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定 第3条

<事業概要>

- ・ 会員同士が地域において育児について相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の事業を実施します。
- ・ ファミリー・サポート・センターは、幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者 や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を希望する方と、当該援助を行うことを 希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

<成果>

・ 仕事と育児両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の 福祉の増進と育児の福祉の向上を図ります。

<中心市の役割>

・ ファミリー・サポート・センターを設置し、管理運営します。

<周辺町の役割>

- ファミリー・サポート・センターの運営を支援します。
- ・ ファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知します。

事業費等	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	XXXXXX 周知					
(千円)	会員養成講座開催 会員募集 事業実施		継続して実施			

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

ファミリー・サポート・センター事業イメージ図

